

評 価 点 の 算 定 方 法

特別簡易型(Ⅱ)[県内外型]橋梁上部工事

評 価 項 目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値(小数点以下第2位四捨五入)により評価する。 評価の対象は、 令和2年4月1日から令和7年3月31日 までに竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の 鋼構造物工事 の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象無し	0 点
イ 企業の施工実績 鋼橋上部工事※1(製作工及び架設工)を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 評価の対象とする工事は、 平成27年4月1日から令和7年3月31日 までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 ※1 道路橋の上部工事に限る。なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定されているものとする。	3.0 点	交通規制を伴い、かつ 最大支間長 3 5 m以上の 歩道橋 の製作・架設工事の実績がある。 (製作・架設工事は、同一工事の実績でなくてもよい。)	3.0 点
		最大支間長 3 5 m以上の 歩道橋 の製作・架設工事の実績がある。 (製作・架設工事は、同一工事の実績でなくてもよい。)	1.5 点
		上記以外	0 点
ウ 配置予定技術者の施工経験 鋼橋上部工事※1(製作工及び架設工)事を元請けの主任技術者、監理技術者(特例監理技術者、又は専任特例2号の場合の監理技術者含む)又は現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 評価の対象とする工事は、 平成27年4月1日から令和7年3月31日 までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 ※1 道路橋の上部工事に限る。なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定されているものとする。	3.0 点	交通規制を伴い、かつ 最大支間長 3 5 m以上の 歩道橋 の製作・架設工事の実績がある。 (製作・架設工事は、同一工事の実績でなくてもよい。)	3.0 点
		最大支間長 3 5 m以上の 歩道橋 の製作・架設工事の実績がある。 (製作・架設工事は、同一工事の実績でなくてもよい。)	1.5 点
		上記以外	0 点
エ 地域内拠点の有無及び県内下請負の選定計画 工事箇所のある地域に本店(建設業法に基づく主たる営業所)又は支店等(建設業法に基づく従たる営業所)がある場合に評価する。 または、県内下請負の選定計画における県内業者(県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者)との一次下請契約予定金額の合計による評価する。	3.0 点	茨城県内に本店を有する	3.0 点
		茨城県内に支店等を有し、かつ、県内業者との契約予定金額の合計が、5 百万元以上。 または、県内業者との契約予定金額が 1 0 百万元以上。	2.0 点
		茨城県内に支店等を有する。 または、県内業者との契約予定金額の合計が 5 百万元以上 1 0 百万元未満。	1.0 点
		上記以外	0 点

(様式第 6 号)

オ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和 5 年 4 月 1 日以降に正規雇用(期間の定めのない雇用契約)した従業員を入札公告日まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点
カ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で 35 歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0 点	当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任(監理)技術者又は現場代理人に配置有り	1.0 点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5 点
		若手又は女性技術者の配置無し	0 点
キ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録橋梁基幹技能者、登録建設塗装基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者のいずれかであり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。	1.0 点	登録橋梁基幹技能者、登録建設塗装基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者のいずれかの配置有り	1.0 点
		登録基幹技能者の配置無し	0 点
合 計	15.0 点		